

令和5年4月7日
防災くらし安心部

報道関係者 各位

自転車のヘルメット着用に関する街頭啓発活動の実施について

本県では、令和元年12月24日に「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、全年齢層の自転車ヘルメット着用が努力義務とされましたが、高校生以上の着用率が依然として低い状況にあります。

令和5年4月1日以降は、改正道路交通法の施行により法律においても全年齢層の自転車ヘルメット着用が努力義務となることから、関係団体が連携協力の上、下記のとおり街頭啓発活動を実施しますので、取材等について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 実施日時等
実施日：令和5年4月14日（金）
実施時間：16時～17時（状況に応じて終了）
実施場所：山形駅東口交通センター駐輪場
（住所：山形市香澄町1-16-34）
参加者：県、県警、県教育局、県立山形工業高等学校生徒
- 実施内容
通勤・通学中の自転車利用者（主に高校生）を対象にのぼり旗を掲出し、啓発チラシを配布しながらヘルメットの着用について呼びかけるとともに、啓発物品（リストバンド型夜光反射材）を配布し、夜光反射材の着用を呼びかける。

担当：防災くらし安心部
消費生活・地域安全課
課長補佐（地域安全対策担当）加藤 裕一
TEL 023-630-2682
報道監：防災くらし安心部
次長（兼）危機管理広報監 柴崎 渉